

認可地縁団体の手引き

南丹市地域振興課

令和5年1月作成

目次

1.地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.認可地縁団体の要件・・・・・・・・・・	1
3.認可申請できない団体・・・・・・・・・・	3
4.地縁団体のメリット・デメリット・・	3
5.認可地縁団体に係る税金・・・・・・・・	3
6.認可地縁団体の設立について・・・・・	4
7.認可申請に必要な書類について・・・・・	5
8.認可後の取り扱いについて・・・・・・・・	7
9.証明書の発行について・・・・・・・・・・	8
10.変更があった場合の届出について・・・・・	9
11.認可の取り消し・解散について・・・・・	10
12.問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・	10
13.様式集・様式記入例・規約例・・・・・・・・	11

はじめに

平成3年度以前、自治会などには法人格が認められておらず、自治会などで所有する集会所などの不動産の登記名義は、当該団体の代表個人または役員の共有名義の場合が多くありました。

そのため、次のような問題が起こっていました。

- 登記名義人の死亡による相続問題
- 登記名義人の債務不履行による債権者からの不動産差押えなど
- 登記名義人の転居による名義変更など

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、一定の手続きにより自治会などの地縁による団体が「認可地縁団体」となって法人格を取得し、団体名義で不動産登記ができるようになりました。

1. 地縁団体とは

地方自治法第260条の2第1項において、「地縁による団体」は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

つまり、自治会のような「その区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる団体」は原則として「地縁による団体」と考えられます。

2. 認可地縁団体の要件

地縁団体が市長の許可を受けて法人格を取得したい場合、次の4つすべての条件を満たす必要があります。

①団体の目的、活動

地方自治法第260条の2第2項

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

②区域

地方自治法第260条の2第2項

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

団体の区域は、字及び地番又は住居表示により表示することが必要です。市長が認める場合には、道路や河川等により区域を画することも可能です。

③構成員

地方自治法第260条の2第2項

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

すべての個人とは、「年齢、性別等を問わず、区域に住所を有する個人すべて」を意味し、そのすべての個人が構成員となれる旨を規約に定めることが必要です。

その相当数とは区域の住民の過半数以上を意味し、現に構成員になっていることが構成員名簿により確認できなければいけません。

※構成員の入会、退会の際には、本人の意思を会として確認できるものとする必要がありますが、その際いかなる意味でも本人の意思に制約を加えることは認められません。

④規約

地方自治法第260条の2第2項

規約を定めていること。

規約を定めて団体の名称や目的などを対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にすることが必要です。規約には、以下の8項目については必ず定めなければなりません。それ以外の事項を定めることは差し支えありません。法令に従った内容とする必要がある場合を除き、役員構成や諸会議など団体の実状に応じて定めることとなります。

●規約に必ず定めるべき8項目

①目的 ②名称 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

3. 認可申請できない団体

- ・特定目的の活動だけを行う団体（PTA、スポーツ、環境美化活動などの特定活動）
- ・住所以外の特定の条件を要する団体（老人会(年齢制限)など）
- ・「認可地縁団体」を特定の政党のために利用することは法で禁じられています。

4. 地縁団体のメリット・デメリット

●主なメリット

- ・不動産の登記（地縁団体名で不動産登記ができます）
- ・資産に対する登録（地縁団体名義で預金、自動車等の資産登録ができます）
- ・税の優遇措置（用途により減免対象）

●主なデメリット

- ・登記費用（登記のための登録免許税は、減免措置がありません）
- ・各種の変更届（規約、代表者、事務所などの変更の都度申請が必要）

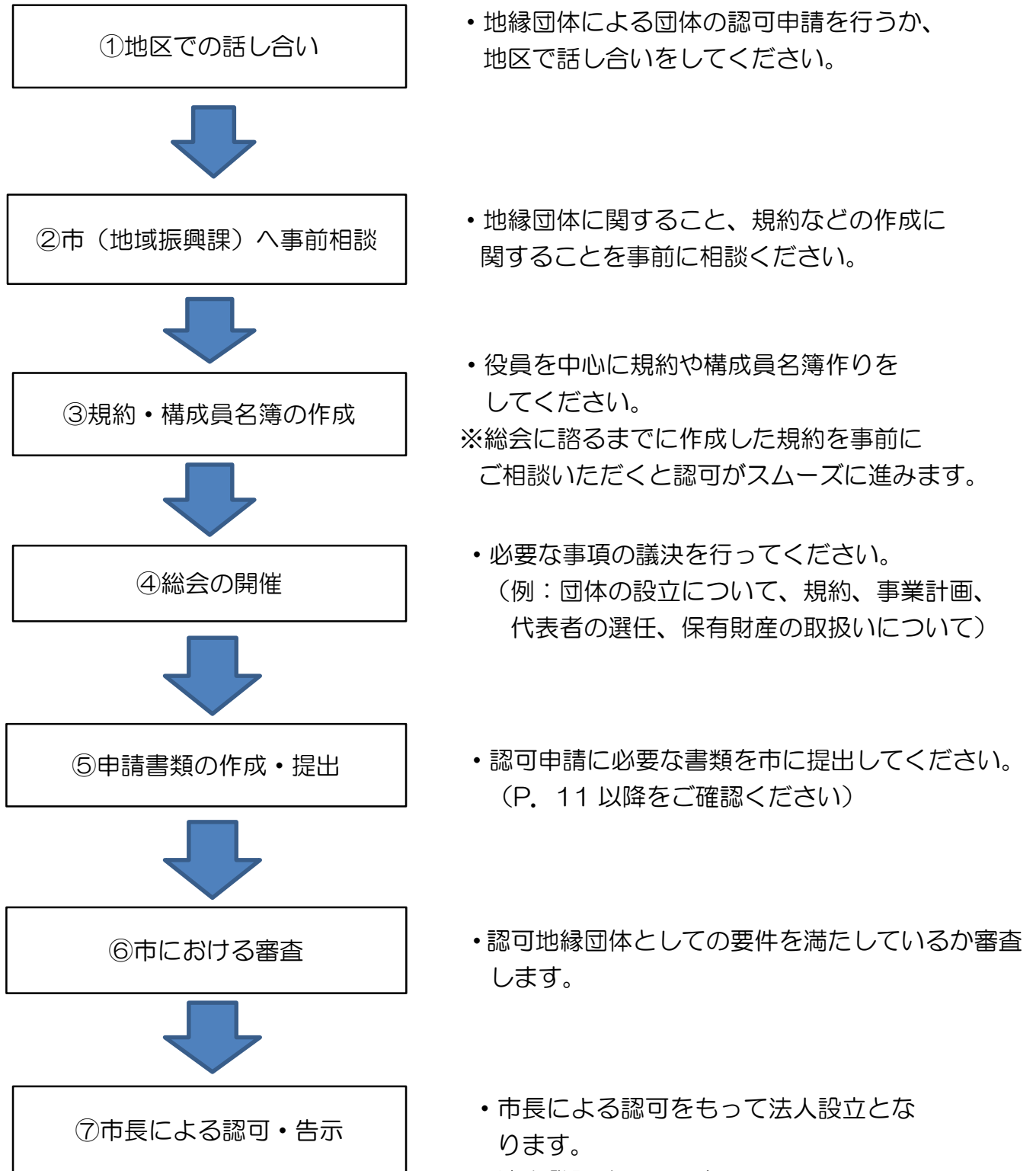
5. 認可地縁団体に係る税金

税の種類により、課税内容が異なりますので、各税の担当者にご確認ください。

税の種類		認可地縁団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	課税免除	課税
	固定資産税	課税（不動産の用途により課税免除）	
府税	法人府民税	課税免除	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税（不動産の用途により課税免除）	
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

6. 認可地縁団体の設立について

● 設立までの流れ



7. 認可申請に必要な書類について

以下に掲げる書類を地域振興課にご提出ください。なお、本提出前に必ず地域振興課にご相談ください。

• 申請書類

□認可申請書（様式1）

認可を受けようとする地縁団体の名称、事務所の所在地、代表者の住所および氏名を記載してください。代表者の押印は不要です。

□認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名又は記名・押印のあるものを提出してください

□規約

※認可地縁団体規約（例）を参考に作成してください。

□構成員名簿

様式は任意です。様式例を参考に構成員全員の氏名、住所を記載したものを提出してください。

※構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別などを問わないこととされていますので、会員である場合には会員全員の名前を名簿に記載する必要がありますので注意してください。

反対に、会員でない者（子どもなどが考えられます。）については、区域に住所を有する個人であっても構成員ではないので、名簿への記載は不要です。

□保有資産目録（様式2）または保有予定資産目録（様式3）

申請時に不動産または不動産に関する権利などを保有している団体は、「保有資産目録」（様式2）、申請時には不動産または不動産に関する権利などを保有しておらず、将来これらを保有することを予定している団体は、「保有予定資産目録」（様式3）を提出してください。

※保有資産又は保有予定資産がない場合はお知らせください。

□事業活動報告書等

直近の年の総会に提出した事業活動報告書などを提出してください。ただし、当該報告書の内容として、具体的な活動内容がわかる程度の記載は必要となります。

□代表者の就任承諾書（申請者本人の署名又は記名・押印のあるもの）

8. 認可後の取り扱いについて

「認可地縁団体」は、権利能力を得ることにより、法人として以下のことができます。

●法人格の取得

認可を受けて法人格を取得したことにより法的な位置づけおよび取り扱いは変わります。ただし、住民の自発的な意思に基づく団体自身の性格などは全く変わるものではありません。また、認可を受けた地縁による団体は公法人ではなく、南丹市との関係は、認可前と変わりません。

●団体名義での資産の登記

法務局で団体名義での不動産登記の手続きが可能です。
その際の添付資料書類として、認可地縁団体証明書が必要となります。

●団体名義での印鑑登録

個人の印鑑登録と同様に「〇〇町自治会之印」のような団体の印鑑登録ができます。
印鑑登録の際には、下記の書類を地域振興課に提出してください。

・提出書類

認可地縁団体印鑑登録申請書（様式6）

認可地縁団体印鑑登録原票

代表者の印鑑証明書

※印鑑登録は代表者本人が手続きください。代理人が手続きする場合、代表者からの委任状が必要です。

※手続きには代表者の個人印（印鑑登録されたもの）、登録する団体印が必要です。

【印鑑登録の廃止】

新しい印鑑に登録をし直す場合は、事前に印鑑登録廃止の申請書を提出してください。

・提出書類

廃止申請書

※手続きには代表者の個人印（印鑑登録されたもの）が必要です。

9. 証明書の発行について

認可地縁団体の各種証明書は地域振興課もしくは各支所総務課で発行できます。
発行手数料は1通あたり300円です。

●認可地縁団体証明書

認可時の告示事項を記載したものです。以下の項目が記載されています。

- 名称
- 規約に定める目的
- 区域
- 事務所の所在地
- 代表者の氏名および住所
- 裁判所による代表者の職務執行停止の有無および職務代行者の選任の有無
- 代理人
- 規約に解散の事由を定めたときはその事由

• 提出書類

- 認可地縁団体証明書交付請求書

●印鑑登録証明書

印鑑登録証明は代表者本人のみ申請できます。ただし、委任状がある場合には代理の方が印鑑登録証明の交付申請をすることができます。

• 提出書類

- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

※郵送で申請を希望される場合、以下を地域振興課にお送りください。

- 発行を希望する証明書の申請書（認可地縁団体証明書、印鑑登録証明書）
- 返信用封筒（切手付き）
- 郵便定額小為替（切手や収入印紙は不可）

郵送先：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地
南丹市役所地域振興課

10. 変更があった場合の届出について

●規約の変更をする場合

規約を変更する前に、地域振興課へご相談ください。

規約を変更する場合には、下記の書類を地域振興課に提出し、市長の認可を受ける必要があります。規約変更は、市長の認可を受けなければ、その効力が生じません。

・提出書類

- 規約変更認可申請書（様式4）
- 規約の内容および理由を記載した書類
- 規約変更を総会で決議したことを証する書類

●認可時の告示事項に変更があった場合

認可時の告示事項は以下のとおりです。告示事項の①～⑧の内容に変更が生じた場合は、下記の書類を地域振興課に提出ください。

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名および住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無および職務代行者の選任の有無
- ⑦代理人
- ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由

・提出書類

- 告示事項変更届出書（様式5）
- 変更したことが証明できる書類（議事録など）
- 代表者の就任承諾書（代表者変更の場合のみ）

1 1. 認可の取り消し・解散について

●認可取り消し

認可を受けた地縁による団体が地方自治法第260条の2第2項各号に掲げられた4つの認可要件のいずれかを欠くことになったとき、また不正な手段により認可を受けたとき、市長はその認可を取り消す場合があります。

●解散

認可地縁団体は下記①～⑤の事由によって解散できます。また解散した認可地縁団体は、清算が終了するまでは清算の目的の範囲内において、法人が存続しているものとみなされます。

- ①規約で定めた解散事由の発生
- ②破産手続き開始の決定
- ③認可の取り消し
- ④総会の決議
- ⑤構成員が欠けたこと

1 2. 問合せ先

南丹市役所 地域振興課
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地
南丹市役所地域振興課

電 話：0771-68-0019
F A X：0771-63-0653
e-mail：chiiki@city.nantan.lg.jp

1 3. 様式集・様式記入例・規約例

次ページ以降に、提出様式を掲載しますので、必要に応じてご活用ください。
市HPからダウンロードできます。

(ホーム > まちづくり > 協働のまちづくり > 認可地縁団体 > 認可地縁団体について)

●様式集

認可申請書	12
保有資産目録	13
保有資産予定目録	15
構成員名簿	17
認可地縁団体印鑑登録申請書	18
認可地縁団体印鑑登録原票	19
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	20
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請	21
認可地縁団体証明書交付申請書	22
規約変更認可申請書	23
告示事項変更届出書	24
総会で議決したことを証する書類	25
就任承諾書	26
認可地縁団体解散届出書	27
認可地縁団体清算結了届出書	28

年 月 日

南丹市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地
代表者氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

別添書類

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

保 有 資 産 目 録

団体の名称

年 月 日

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有資産目録 記載要領

1 (1) ア 建物

◆ 名称

〇〇自治会集会所、〇〇区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。(参照：不動産登記法施行令第6条)

◆ 延床面積

不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したもとのとする。

【注】不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（1棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てる。」

◆ 所在地

町内の地番（不動産登記法第91条、同法施行令第1条、第2条）及び家屋番号（同法第91条、同法施行令第5条）まで記載すること。

1 (1) イ 土地

◆ 地目

不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとする。

【注】不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

◆ 面積

不動産登記法施行令第4条に定める「地積」と同一とすること。

【注】不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1（宅地及び鉱泉地以外の土地で、10平方メートルを超えるものについては1平方メートル）未満の端数は切り捨てる。」

◆ 所在地

町内の地番（不動産登記法第79条、同法施行令第1条、2条）まで記載すること。

〔立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号、立木登記規則第8号）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。〕

【注】立木に関する法律第15条第1号「樹木が1筆の土地の一部分に生立する場合には、その部分の位置及び地積、その部分を表示すべき名称又は番号があるときはその名称又は番号」

2 (1)

◆ 権原

不動産登記法第1条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くものとする。 (地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)

◆ 不動産の種類 … 土地、建物及び立木の区分によること。

◆ 所在地 … 原則として1に同じ。

2 (2)

◆ 資産の種類及び数量

国債、地方債及び社債といった区分により、銘柄（公社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」、券面金額及び取得金額を記載すること。

様式 3

保 有 予 定 資 産 目 録

団 体 の 名 称

年 月 日

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の 所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

保有予定資産目録 記載要領

1 不動産

所有権を取得する予定不動産について記入すること。

- ◆ 不動産の種類 … 土地、建物及び立木の区分による。
- ◆ 取得予定時期 … 売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。

なお、この「取得予定時期」は、認可年月日とできる限り近接していることが望まれる。

- ◆ 所在地 … 原則として町内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとする。

2 不動産に関する権利等

- ◆ 資産の種類 … 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。
金融資産の場合は、国債、地方債及び社債といった区分により記入すること。
- ◆ 権限 … 不動産の場合には、不動産登記法第1条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）
- ◆ 取得予定時期 … 1に同じ。

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

南丹市長 様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の 事務所の所在地				
	(資格)	()	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日
	氏名	印			
代表者等の住所					

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。				
申請者	<input type="checkbox"/>	本人	住所	
	<input type="checkbox"/>	代理人	氏名	印

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可による地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- 4 資格 () 欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入して下さい。

認可地縁団体印鑑登録原票

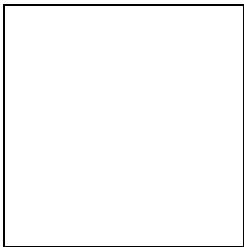
印 鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の 事務所の所在地				
	認可地縁団体の認可 年 月 日		令和 年 月 日		
	(資格)	()			
	氏 名	Ⓜ	生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日
代表者等の住所					

登録番号		再 交 付		廃 止	
		登録番号		年 月 日	. .
登 録	令和 年 月 日	再 交 付		廃 止	
年 月 日		年 月 日	. .	理 由	
(参考事項)					

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

南丹市長 様

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地		京都府南丹市	
	(資格)	(代表者)	生年月日	年 月 日
	氏 名			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 ____枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名 ⑩

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格 () 欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入して下さい。

交付伺 (以下の欄には記入しないでください。)

課長	補佐	補佐	係長	係長	受付	公印	上記申請により証明書を交付してよろしいか。
							受付日 令和 年 月 日 決定日 令和 年 月 日

認可地縁団体証明書交付申請書

年 月 日

南丹市長 様

認可地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

申請者の氏名及び住所

氏 名

住 所

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記のとおり認可地縁団体証明書の交付を申請します。

記

1 申請枚数

_____枚

2 申請目的

3 提出機関

交付伺（以下の欄には記入しないでください。）

課長	課長補佐	係長	受付	公印	上記申請により証明書を交付してよろしいか。
					受付日 令和 年 月 日 決定日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地
代表者氏名及び住所
氏 名
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

令和 年度 [区]
総会議事録（地縁団体代表者変更用）

1 開催期日 年 月 日

2 開催場所

3 議事（地縁団体代表者変更）

以下のとおり次期地縁団体代表者を選任した。

旧代表者 _____ 南丹市

新代表者 _____ 南丹市

任期開始期日 年 月 日から

以上のとおり、本議事録の内容が正しいものであることを認め、ここに署名する。

年 月 日

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

就 任 承 諾 書

令和 年 月 日

私は、地縁団体である_____の代表者に就任することを承諾します。

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

無し 有り (氏名) _____ (住所) _____

代理人の有無

無し 有り (氏名) _____ (住所) _____

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者氏名及び住所

氏 名

㊞

住 所

認 可 地 縁 団 体 解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により、 年 月 日に貴職から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1. 名称
2. 区域
3. 主たる事務所の所在地
4. 清算人の氏名及び住所
氏名

住所
5. 解散事由
6. 解散年月日

令和 年 月 日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者氏名及び住所

氏 名

㊞

住 所

認 可 地 縁 団 清 算 結 了 届 出 書

地方自治法第260条の33の規定により、清算が終了したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1. 名称
2. 区域
3. 主たる事務所
4. 清算人
5. 清算終了年月日

令和〇年〇月〇日

南丹市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 南丹市●●町△△

代表者氏名及び住所

氏 名 南丹 さくら

住 所 南丹市●●町△△

押印不要

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

別添書類

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

保 有 資 産 目 録

〇〇〇自治会
令和〇年〇月〇日

1 不動産

(1)所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
●●●集会所	●●.●●m ²	南丹市●●町△△

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	●●.●●m ²	南丹市●●町△△

2 不動産に関する権利等

(1)所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地
所有権	建物	南丹市●●町△△

(2)地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量
定期預金

保有資産目録 記載要領

1 (1) ア 建物

◆ 名称

〇〇自治会集会所、〇〇区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。(参照：不動産登記法施行令第6条)

◆ 延床面積

不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したもとのとする。

【注】不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（1棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てる。」

◆ 所在地

町内の地番（不動産登記法第91条、同法施行令第1条、第2条）及び家屋番号（同法第91条、同法施行令第5条）まで記載すること。

1 (1) イ 土地

◆ 地目

不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとする。

【注】不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

◆ 面積

不動産登記法施行令第4条に定める「地積」と同一とすること。

【注】不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1（宅地及び鉱泉地以外の土地で、10平方メートルを超えるものについては1平方メートル）未満の端数は切り捨てる。」

◆ 所在地

町内の地番（不動産登記法第79条、同法施行令第1条、2条）まで記載すること。

〔立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号、立木登記規則第8号）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。〕

【注】立木に関する法律第15条第1号「樹木が1筆の土地の一部分に生立する場合には、その部分の位置及び地積、その部分を表示すべき名称又は番号があるときはその名称又は番号」

2 (1)

◆ 権原

不動産登記法第1条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くものとする。 (地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)

◆ 不動産の種類 … 土地、建物及び立木の区分によること。

◆ 所在地 … 原則として1に同じ。

2 (2)

◆ 資産の種類及び数量

国債、地方債及び社債といった区分により、銘柄（公社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」、券面金額及び取得金額を記載すること。

保 有 予 定 資 産 目 録

〇〇〇自治会
令和〇年〇月〇日

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
土地	令和〇年〇月〇日	●● ●●	南丹市●●町△△
建物	令和〇年〇月〇日	●● ●●	南丹市●●町△△

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土地	地上権	令和〇年〇月〇日

保有予定資産目録 記載要領

1 不動産

所有権を取得する予定不動産について記入すること。

- ◆ 不動産の種類 … 土地、建物及び立木の区分による。
- ◆ 取得予定時期 … 売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。

なお、この「取得予定時期」は、認可年月日とできる限り近接していることが望まれる。

- ◆ 所在地 … 原則として町内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとする。

2 不動産に関する権利等

- ◆ 資産の種類 … 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。
金融資産の場合は、国債、地方債及び社債といった区分により記入すること。
- ◆ 権限 … 不動産の場合には、不動産登記法第1条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）
- ◆ 取得予定時期 … 1に同じ。

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和〇年〇月〇日

南丹市長 様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		〇〇〇自治会		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		南丹市●●町△△		
	(資格)	(代表者)	生年月日	明治	令和〇年〇月〇日
氏名	南丹 さくら ⑩		大正	昭和	
代表者等の住所		南丹市●●町△△			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 代理人 氏名 ⑩

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可による地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- 資格 () 欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入して下さい。

認可地縁団体印鑑登録原票

印 鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	認可地縁団体の名称		〇〇〇自治会		
	認可地縁団体の事務所の所在地		南丹市●●町△△		
	認可地縁団体の認可		令和 年 月 日		
	(資格)	(代表者)	生年月日	大正 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 平成 令和	
	氏 名	南丹 さくら ④			
代表者等の住所		南丹市●●町△△			

登録番号		再 交 付		廃 止	
		登録番号		年 月 日	. .
登 録	令和 年 月 日	再 交 付		廃 止	
年 月 日		年 月 日	. .	理 由	
(参考事項)					

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和〇年〇月〇日

南丹市長 様

登録されている 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px;"></div>	認可地縁団体の名称		〇〇〇自治会	
	認可地縁団体の 事務所の所在地		南丹市●●町△△	
	(資格)	(代表者)	生年月日	昭和〇年〇月〇日
氏名	南丹 さくら			

押印不要

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 南丹市●●町△△
 代理人 氏名 ⑩

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格 () 欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入して下さい。

交付伺 (以下の欄には記入しないでください。)

課長	補佐	補佐	係長	係長	受付	公印	上記申請により証明書を交付してよろしいか。
							受付日 令和 年 月 日 決定日 令和 年 月 日

認可地縁団体証明書交付申請書

令和〇年〇月〇日

南丹市長 様

認可地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 南丹市●●町△△

申請者の氏名及び住所

氏 名 南丹 さくら

住 所 南丹市●●町△△

押印不要

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記のとおり認可地縁団体証明書の交付を申請します。

記

1 申請枚数

1 枚

2 申請目的

登記するため

3 提出機関

●●●法務局

交付伺（以下の欄には記入しないでください。）

課長	課長補佐	係長	受付	公印	上記申請により証明書を交付してよろしいか。
					受付日 令和 年 月 日 決定日 令和 年 月 日

令和〇年〇月〇日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 南丹市●●町△△

代表者氏名及び住所

氏 名 南丹 さくら

住 所 南丹市●●町△△

押印不要

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和〇年〇月〇日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 南丹市●●町△△

代表者氏名及び住所

氏 名 南丹 さくら

住 所 南丹市●●町△△

押印不要

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容

代表者変更

- 2 変更の年月日

令和〇年〇月〇日

- 3 変更の理由

代表者交代のため

令和〇年度 [〇〇〇自治会]
総会議事録 (地縁団体代表者 変更用)

1 開催期日 令和〇年〇月〇日

2 開催場所 〇〇〇集会所

3 議事 (地縁団体代表者変更)

以下のとおり次期地縁団体代表者を選任した。

旧代表者 南丹 さくら 南丹市●●町△△

新代表者 園部 太郎 南丹市●●町△△

任期開始期日 令和〇年〇月〇日 から

以上のとおり、本議事録の内容が正しいものであることを認め、ここに署名する。

令和〇年〇月〇日

議 長 _____ ●● ●●

議事録署名人 _____ ●● ●●

議事録署名人 _____ ●● ●●

自署の場合
押印不要

就 任 承 諾 書

令和〇年〇月〇日

私は、地縁団体である 〇〇〇自治会 の代表者に就任することを承諾します。

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

無し 有り (氏名) _____ (住所) _____

代理人の有無

無し 有り (氏名) _____ (住所) _____

住 所 南丹市●●町△△

氏 名 園部 太郎 印

自署の場合
押印不要

令和〇年〇月〇日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 南丹市●●町△△

代表者氏名及び住所

氏 名 南丹 さくら ⑩

住 所 南丹市●●町△△

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、令和〇年〇月〇日に貴職から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1. 名称

〇〇〇自治会

2. 区域

南丹市●●町△△

3. 主たる事務所の所在地

南丹市●●町△△

4. 清算人の氏名及び住所

氏名 南丹 さくら (代表者)

住所 南丹市●●町△△

5. 解散事由

総会の決議による(←解散する理由を入れる)

6. 解散年月日

令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 南丹市●●町△△

代表者氏名及び住所

氏 名 南丹 さくら ⑧

住 所 南丹市●●町△△

認 可 地 縁 団 清 算 結 了 届 出 書

地方自治法第260条の33の規定により、清算が終了したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1. 名称

〇〇〇自治会

2. 区域

南丹市●●町△△

3. 主たる事務所

●●●集会所

4. 清算人

南丹 さくら (代表者)

5. 清算終了年月日

令和〇年〇月〇日

認可地縁団体 規約（例）

この規約（例）は、自治会の例として作成してあります。
団体の運営状況、地域の実情に合わせて作成してください。
法律により、変更できない箇所もありますので、事前にご相談ください。

〇〇自治会（〇〇町内会、〇〇区等）規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3 集会施設の維持管理
- 4 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 5 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 6 保有山林財産の育林と維持管理（※生産森林組合等から山林財産を譲り受ける場合）
- 7 その他目的を達成するために必要な事業

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術活動の特定活動だけではなく広く地域的な共同活動であることが必要です。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

（名称）

第2条 本会は〇〇〇会と称する。

地方自治法上団体の名称についての制限はありません。（例）「△△区自治会」・「××町町内会」等。ただし、他の法令において名称の使用制限がある場合に、これに従う必要があるのは当然です。

（区域）

第3条 本会の区域は、△△町×番から××番までの区域とする。

区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいです。ただし、河川や道路等による区域の表示（〇〇市△△町大字□のうち××川の北の区域）も、市町村内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、京都府南丹市△△町××番に置く。

地方自治法上特に規制はなく、代表者の住所でも、集会施設の住所でも可能です。（「代表者の住所」の場合、その住所が団体の所在になるため、代表者が変更となる都度、告示事項変更届が必要。）

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有することのほかに、年齢や性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとするは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように年1回の通常総会で定める方法が適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会手続は、入会希望者の入会の意思が会として確認できるように定めるとよいでしょう。
入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとするは認められません。
本条第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られることになると思われます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第7条第1項に定める入会手続きと同様の考え方です。本人の退会意思を会として確認できるものとする必要があります。

また、退会についても、本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 監事 〇人

役職の名称、評議委員、顧問など、自治会の実状に応じて定めます。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

地縁による団体については、法第260条の5「認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。」とされています。したがって、代表者（会長）を1名必ず選出する必要があり、また、1人又は複数名の監事を置くことが適当です。

このように地縁による団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属するものと法律上定められており、表記のように会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいといえます。「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、「書記担当役員は、会務を記録する」など職務を明らかにしておくことが適当です。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

役員任期は法律上特に規定はありません。しかし極端に数ヶ月といった短期、長期では種々の弊害が生ずるおそれがあるといえます。

なお、役員解任手続を定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、個別に総会議決を要するものとするか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は少なくとも年1回以上は開催する必要があります。(法260条の13)

また、年度終了後3ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。(法260条の4)

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会は、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要があります。また、少なくとも5日前までに通知を行う必要があります。第2項は14日以内、第3項は7日以内とされている団体が多いです。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○○○○○○○

(2) ×××××××××××××

表決権は、会員は一箇の表決権(1人1票)を有することが必要です。しかし、従来の自治会活動は、世帯単位で表決権を有する運営が行われています。そうしたことを勘案して、第21条の2の規定(特定事項について世帯の表決権を1票とすること)を設けることは可能です。(ただし世帯単位で活動して意志決定を行っていることが地域社会において是認され、そのことが合理的である場合に限りです。)

「規約の変更、財産処分及び解散、代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等、代表者や監事の選任」は同項の規定は適用されません。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 日時及び場所
 - 2 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - 3 開催目的、審議事項及び議決事項
 - 4 議事の経過の概要及びその結果
 - 5 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 総会に付議すべき事項
- 2 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、南丹市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

地方自治法第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会の決議
- ⑤ 構成員が欠けたこと (※会員が多数脱退し、相当数の者が会員ではなくなったこと)

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、市長の認可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

[財産目録]

令和 年 月 日

区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現 金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行××支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費 ×名			
II 固定資産			
1 土 地			
2 建 物			
3 構築物			
4 車輛運搬具			
5 計器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差引正味資産 (A - B)			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。